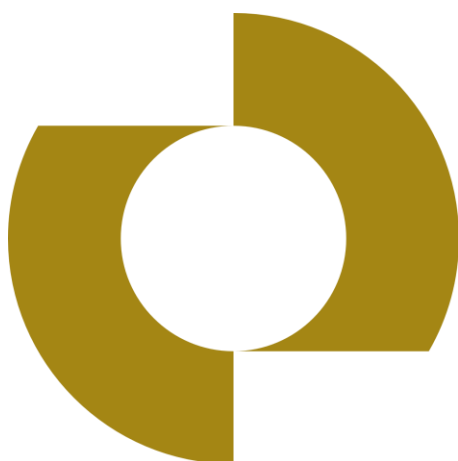


平成 27 年度

出雲崎町水質検査計画



出雲崎町建設課

目 次

1. 基本方針
2. 出雲崎町簡易水道の概要
3. 水質管理上の留意点
4. 定期的な水質検査の項目と頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水道水の放射性物質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

【資 料】

■水質検査実施箇所位置図

■出雲崎町簡易水道施設位置図・給水区域図

◎「水質検査計画」とは

水道法で定められる公表義務の一つであり、水道水の水質検査についてお客様にわかりやすくご説明するために、水質検査の項目、地点、頻度などを示した計画です。

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、出雲崎町簡易水道の4区域の配水系統を代表する給水栓（蛇口）において浄水検査の採水を行い、原水（深井戸水）については町内全16箇所の水源井戸において採水し、検査を実施します。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について実施します。
- (3) 検査頻度は、検査項目のこれまでの検出状況を考慮し設定しています。出雲崎町では浄水検査を毎月、原水検査を年1回実施します。
- (4) 水質検査は、厚生労働省の登録検査機関への業務委託により実施します。

2. 出雲崎町簡易水道の概要

出雲崎町簡易水道は、16箇所の水源（深井戸）を9箇所の浄水場で浄水処理し、駅前区域、八手区域、西越区域、海岸区域の4つの配水系統へ配水しています。

給水状況は**表1**、水道施設の所在地及び浄水処理方法は**表2**のとおりです。

表1 出雲崎町簡易水道の給水状況

給水区域面積	44.38km ²
給水人口	4,799人
配水能力	2,780m ³ /日
配水管延長	72,030m
年間総配水量	673,242m ³
1日最大配水量	2,405m ³ /日
1日平均配水量	1,844m ³ /日

※平成25年度地方公営企業決算統計による

表2 出雲崎町簡易水道施設の所在地と浄水方法

区域	施設名	所在地	浄水処理方法	水源名	水源種別
駅前区域	黒崎浄水場	川西230-1	塩素消毒のみ	黒崎水源	深井戸
	新川西浄水場	川西1189-10	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	新川西水源	深井戸
	大釜谷浄水場	大釜谷82-8	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	大釜谷水源	深井戸
				山谷水源	深井戸
八手区域	小木浄水場	小木22-3	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	小木水源	深井戸
				常楽寺水源	深井戸
				相田水源	深井戸
	新吉水浄水場	桂沢363-1	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	新吉水水源	深井戸
西越区域	松本浄水場	大門1040-1	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	松本水源	深井戸
	神条1号浄水場	神条405-5	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	神条1号水源	深井戸
	神条2号浄水場	神条1901-1	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	神条2号水源	深井戸
海岸区域	上中条浄水場	上中条234-19	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	上中条1号水源	深井戸
				上中条2号水源	深井戸
				上中条3号水源	深井戸
				上中条4号水源	深井戸
				上中条5号水源	深井戸

3. 水質管理上の留意点

出雲崎町では水道法で定める水質基準を十分に達成することのほか、原水を全て地下水に依存していることから、山林地域の樹木の伐採や石油資源開発等の採掘工事の影響による地下水位の変動及び水質悪化に対し敏感に対応していかなければなりません。そのため毎日、モニタリングによる井戸水位等の監視を行っています。

また原水には、地下水に特徴的な鉄及びマンガン等の物質が含まれている為、除鉄・除マンガンろ過装置を設置し運転状況を毎日確認しています。

地下水は、出雲崎町で唯一の飲用水における水資源であるため、今後とも大切にしていかなければなりません。

4. 定期的な水質検査の項目、頻度

出雲崎町では、水道法で検査が義務付けられている**毎日検査項目**、**水質基準項目**のほか、**水質管理目標設定項目（農薬類）**について**表3、4、5、6**のとおり検査を実施します。

(1) 毎日検査項目は、給水栓（蛇口）で毎日検査を行うことが義務付けられている項目です。

水道水の衛生上必要な塩素注入による残留塩素の測定及び濁度・色度を各給水区域に設置している監視装置（水質モニター）により 24 時間自動測定を行うほか、週 1 回程度、実地測定を行います。

(2) 水質基準項目は、基準値以下で給水することが水道法で義務付けられている項目です。なお、過去の検査結果が良好であれば、基本的に定められている検査回数を省略することが可能です。

(3) 水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目について検査を行うものです。

出雲崎町ではこの検査項目の一つである農薬類検査を原水（深井戸）検査により実施します。通常は深井戸水に農薬類が混入し、検出される可能性は極めて低いものとされていますが、水源井戸が農村地区に多く点在していることから、安全確認のため、年 1 回の検査を行います。

また、原水検査に併せてクリプトスポリジウム（耐塩素性病原微生物）指標菌検査を実施します。

クリプトスポリジウムは、水源域及び取水口の上流側（河川水等を取水している水道事業体に限る）に人間又は哺乳動物の糞尿処理施設等の排出源がある場合に検出されるおそれがある強い塩素耐性を持つ寄生性原虫です。

出雲崎町のように深井戸水を水源としているところで検出される可能性は極めて低いとされておりますが、過去に他県で発生した集団感染以降、厚生労働省が定めた「水道水におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」に基づき、年 1 回の検査を実施します。

5. 臨時の水質検査

- (1) 水源の水質悪化や、配水管など水道施設に汚染のおそれがある場合に実施します。
- (2) 水源井戸、浄水場等の施設更新や施設を新設する場合等、必要に応じて実施します。
- (3) お客様からの水質に関する苦情等に応えるため、必要に応じて実施します。

6. 水質検査の方法

水質検査は国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により委託水質検査機関が行います。

7. 水道水の放射性物質検査

平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災による福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故以降、「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」（厚生労働省）に基づき、水道水の放射性物質検査を**表 7**のとおり実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度開始前に作成し、出雲崎町建設課にて閲覧に供するほか、出雲崎町ホームページに掲載します。

水質検査結果については、当年度に実施した浄水の基準項目検査（年 1 回の全項目検査）の結果を町の広報紙及びホームページに掲載します。
